

計量証明番号第 K181210-4 号
2018 年 7 月 23 日



計 量 証 明 書

株式会社 ヒラキ産業 様

学校法人香川学園宇部環境技術センター
〒755-8551 山口県宇部市文京町 4-23
TEL : 0836-32-0082 FAX : 0836-21-0083
計量証明事業登録番号 山口県第 39 号



ご依頼の試料の計量結果を下記のとおり証明致します。

記

試 料 名	西岐波処分場の地下水（上流・下流）及び浸透水
試料採取年月日	2018 年 7 月 6 日 地下水 上流の鉛については 2018 年 7 月 18 日
試 料 採 取 者	当 方
計量項目・方法	別紙-1 のとおり
計 量 結 果	別紙-2 のとおり
計 量 管 理 者	平 岡 憲 二 (環境計量士 第 4082 号)



【別紙-1】

計量項目・方法及び定量下限値

計量項目	計量方法	定量下限値
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号	0.0005
総水銀	〃	0.0005
カドミウム	JIS K 0102(2016) 55.4	0.0003
鉛	〃 54.4	0.005
六価クロム	〃 65.2.1	0.005
砒素	〃 61.3又は61.4	0.001
全シアン	〃 38.1.2及び38.3	0.1
P C B	JIS K 0093(2006)	0.0005
トリクロロエチレン	JIS K 0125(2016) 5.1	0.001
テトラクロロエチレン	〃	0.001
ジクロロメタン	〃	0.001
四塩化炭素	〃	0.0002
1,2-ジクロロエタン	〃	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	〃	0.001
1,2-ジクロロエチレン	〃	0.002
1,1,1-トリクロロエタン	〃	0.001
1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.0006
1,3-ジクロロプロペン	〃	0.0002
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号	0.0006
シマジン	〃	0.0003
チオベンカルブ	〃	0.001
ベンゼン	JIS K 0125(2016) 5.1	0.001
セレン及びその化合物	JIS K 0102(2016) 67.3又は67.4	0.002
1,4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号	0.005
クロロエチレン	平成9年環境庁告示第10号	0.0002
化学的酸素要求量(COD _{Mn})	JIS K 0102(2016) 17	0.5

【別紙-2】

計 量 結 果

試料採取年月日：2018年7月6日 地下水の上流の鉛については2018年7月18日

計 量 項 目	西 岐 波 処 分 場			基 準 値
	地下水 上	地下水 下	浸透水	
※採 取 時 刻	10:20	10:50	10:30	—
※水 温 ℃	21.2	19.5	21.1	—
ア ル キ ル 水 銀 mg/L	N D	N D	N D	検出されないこと。
総 水 銀 //	N D	N D	N D	0.0005 以下
カ ド ミ ウ ム //	N D	N D	N D	0.003 以下
鉛 //	N D	N D	N D	0.01 以下
六 価 ク ロ ム //	N D	N D	N D	0.05 以下
砒 素 //	N D	N D	N D	0.01 以下
全 シ ア ン //	N D	N D	N D	検出されないこと。
P C B //	N D	N D	N D	検出されないこと。
トリクロロエチレン //	N D	N D	N D	0.01 以下
テトラクロロエチレン //	N D	N D	N D	0.01 以下
ジクロロメタン //	N D	N D	N D	0.02 以下
四 塩 化 炭 素 //	N D	N D	N D	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン //	N D	N D	N D	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン //	N D	N D	N D	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン //	N D	N D	N D	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン //	N D	N D	N D	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン //	N D	N D	N D	0.006 以下
1,3-ジクロロプロペン //	N D	N D	N D	0.002 以下
チ ウ ラ ム //	N D	N D	N D	0.006 以下
シ マ ジ ン //	N D	N D	N D	0.003 以下
チ オ ベ ン カ ル ブ //	N D	N D	N D	0.02 以下
ベ ン ゼ ン //	N D	N D	N D	0.01 以下
セレン及びその化合物 //	N D	N D	N D	0.01 以下
1,4-ジオキサン //	N D	N D	N D	0.05 以下
ク ロ ロ エ チ レ ン //	N D	N D	N D	0.002 以下
化学的酸素要求量(COD _{Mn}) //	—	—	6.2	40 以下

注) ※印は、計量対象外。NDは、定量下限値未満を示す。

基準値とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総・厚令第1号)に基づく。

1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。